

【別添 1】

自動車排出ガス対策に関する要望

首都圏の大気汚染は、八都県市が連携して行っているディーゼル車規制により、粒子状物質や窒素酸化物については年平均値が低減するなど一定の改善傾向が見られる。しかしながら、幹線道路沿いの高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。

こうした中、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が本年5月に改正され、8月に政省令が、10月には基本方針が示され、改正内容が明らかになった。

しかしながら、従前より八都県市で求めていた対策地域への流入車両対策については、周辺県事業者の法適合車の使用は単なる努力義務にとどまるとともに、法適合車の使用を促すためのステッカー制度についても、その貼付が義務化されていないなど実効性の面で不十分と言わざるを得ない。

また、国は、平成21年から開始を予定しているいわゆるポスト新長期規制において、車両総重量により適用開始時期を遅らせる区分を設定するとともに、約1年間の継続生産期間を設け、実質的にポスト新長期規制適合車の市場投入を先送りすることを認めており、その結果、窒素酸化物や粒子状物質に関する大気環境の改善が遅れることが危惧される。

首都圏の大気環境改善を早期に実現させるため、次のとおり強く要望するものである。

- 1 国は、車検制度を活用したステッカー交付の仕組みを構築するなど必要な対策を講じるとともに、更なる法改正を検討し、早期に実効性ある流入車対策を実施すること。
- 2 ポスト新長期規制の開始時期については、車両総重量による区分を設けることなく、平成21年10月1日から一律に実施すること。
また、ポスト新長期規制適合車の早期市場投入を促進させるために、継続生産車への適用猶予期間を設けない等の措置を講じること。

平成19年11月21日

環境大臣 鴨下一郎様
国土交通大臣 冬柴鐵三様

八都県市首脳会議

座長 千葉県知事 堂本暁子

埼玉県知事	上田清司
東京都知事	石原慎太郎
神奈川県知事	松沢成文
横浜市長	中田宏
川崎市長	阿部孝夫
千葉市長	鶴岡啓一
さいたま市長	相川宗一